

関西本線「大都市と沿線地域を結ぶ列車の実証運行」に係る 広報事業業務委託仕様書

1 業務の名称

関西本線「大都市と沿線地域を結ぶ列車の実証運行」に係る広報事業業務委託

2 目的

関西本線は、亀山駅以西は西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR西日本」という）が、亀山駅以东は東海旅客鉄道株式会社が管轄しており、学生や高齢者をはじめとする県民や観光客にとって重要な役割を果たしている。しかしながら、関西本線をはじめ全国のローカル鉄道は人口減少の進展等による移動需要の縮小や新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化によって厳しい状況にあり、JR西日本は令和4年4月に関西本線（亀山－加茂間）を大量輸送という観点で鉄道の特性が十分に発揮できていない線区の1つとして公表した。

一方で、亀山市、伊賀市といった関西本線の当該線区の沿線地域には魅力的な観光資源があり、移動需要が一定存在すると考えられたことから、潜在需要調査を実施したところ

- ・沿線地域と名古屋や大阪など大都市との移動量は一定ある
- ・鉄道利用は少なく、移動目的としては休日の観光が最も多い

といったことが明らかとなり、大都市と沿線地域を結ぶ関西本線の列車に対する潜在的な需要が存在することが確認できた。

このことから、今年度三重県ではJR西日本や沿線地域等と連携しながら列車の実証運行の実施について準備を進めているところである。

本事業では県やJR西日本等と調整しながら、本実証運行の乗車商品の販促PR、メディアファムトリップ等を実施することで関西本線の観光利用の増加と沿線ブランディングの強化等を図り、沿線の活性化、利用促進につなげることとする。

3 委託業務期間

契約日から令和7年3月28日（金）

4 業務委託内容

県およびJR西日本と連絡・調整しながら「大都市と沿線地域を結ぶ列車の実証運行」に係る広報等を行うため、次の業務を行うこと。

【大都市と沿線地域を結ぶ列車の実証運行の概要（予定）】

運行時期：令和7年2月

運行日数：休日の2日程度

区間：名古屋－伊賀上野間

(1) JR企画切符および旅行商品の広報

「大都市と沿線地域を結ぶ列車の実証運行」の企画切符、旅行商品に係る広報を実施すること。広報にあたっては、関西本線の魅力を伝えられるようデザイン、レイアウト等は創意工夫を図りながら作成し、インターネット等の媒体を活用しながら、幅広い世代へ情報発信を行うこと。

- ・情報発信媒体や手法等、アプローチを行う対象層とその人数も含めて示すこと。
- ・企画切符、旅行商品の販売数が上限に達し売り切れとなった場合は、広報内容を沿線の魅力PR等に切り替える、または(2)メディアファムトリップの充実に変更する等の協議を三重県と行うこと。

(2) メディアファムトリップの実施

三重県内の関西本線沿線地域の魅力を効果的なターゲット層にPRすることができるメディア、インフルエンサー等を招請し、「大都市と沿線地域を結ぶ列車の実証運行」に乗車したうえで、沿線（亀山市、伊賀市）の魅力や感想等を旅行者目線で伝える記事、投稿等をメディアやインフルエンサー自身のソーシャルメディアアカウント等において情報発信を行う（国内旅行者向け3社、インバウンド向け3社以上）。

- ・実証運行列車の乗車を前提としたうえで、実証運行列車のダイヤや降車駅が公表されたのち、沿線地域の魅力を体験できるファムトリップ行程を三重県と協議のうえ設計すること。
- ・メディア等のファムトリップ参加者は、ファムトリップコースの魅力発信等（各々のSNSによる発信等）を行うこととし、予め招請の条件とすること。なお、発信の手法等については三重県と協議のうえ決定することとする。
- ・また、ファムトリップ参加者にアンケートで今後の関西本線の活性化利用促進に向けた助言を聞き取るなど、効果的なフィードバックを実施すること。
- ・メディア、インフルエンサーの選定にあたっては、沿線地域（亀山市、伊賀市）の観光コンテンツの魅力、メディアやインフルエンサーが影響力を持つリーチ層を分析したうえで、効果的な情報発信が行えるよう選定をすること。また、企画提案時にはメディア、インフルエンサーの媒体接触者数の見込み数を示すこととする。
- ・インバウンド向けのメディア、インフルエンサーの選定にあたっては、各国・地域の趣向等の特性、市場動向等を踏まえたうえで行うこととし、在日メディア、インフルエンサーも可とする。
- ・実証運行列車の乗車券やコンテンツの体験料、交通、宿泊、招聘費、通訳、インフルエンサー等による情報発信に係る謝礼等の費用など、ファムトリップに必要なすべての諸経費を見積に含めること。
- ・事業の実施にあたっては、提案内容を基に三重県等と協議・調整を行うこと。また、事業目的が達成できるよう、ファムトリップコース設定や投稿内容等について

てもインフルエンサー等の意見を取り入れながら、三重県等と協議のうえ決定すること。

- ・投稿や使用する動画や画像については、映っている人や商標等、肖像権に触れる場合は、画像処理等を施すこと。また、本事業終了後も活用する（二次利用可能）ことを前提とし、今後の三重県等のプロモーションにて活用できる内容・仕様とすること。出演者の肖像権等の問題により、新たな費用負担が発生しないようにすること。
- ・ステルスマーケティングによる不当表示の規制をはじめとする景品表法や著作権法等の各種法令を遵守し実施すること。

（3）自由提案

上記以外で事業の目的の達成に効果的な取組を県に提案し、実施すること。

（4）調査・分析

情報発信、販売促進の取組を行う中で、アンケート等今後の来訪促進に繋がる情報収集を行うとともに、今後の関西本線利用者増に生かせるような分析を行うこと。なお、アンケート項目作成にあたっては三重県と協議のうえ決定することとする。また、本事業や実証運行におけるパブリシティ効果についても測定を行うこと。

（5）その他

- ・ 事業を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。
- ・ 事業を計画的かつ効率的に実施できる体制、スケジュールとすること。
- ・ 三重県等の関係機関との連絡、調整が迅速に行える体制とすること。
- ・ 協議の結果、上記以外で対応が必要となった業務については、受託者と協議のうえ、委託費の範囲内で調整して対応すること。

5 委託経費及び支払い条件等

- （1）委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- （2）受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を三重県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

6 委託業務の納品物件・報告期限

（1）納品物件

事業終了後、期限までに三重県あて納品物件として以下の成果物等を提出すること。なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって三重県に帰属するものと

する。

※以下の電子データはCD-R・USBメモリ等に格納し提出すること。

① 実施報告書（A4サイズ2部）及び電子データ

- ・事業の実施結果を実施報告書としてまとめるともに、事業効果を測るために必要なデータやアンケート等を収集し、分析結果としてまとめること。
- ・SNS投稿等のリーチ数など実数値が取得できるものは実数値を報告することとし、実数値が取得できない場合は、推計値でも構わないが推計の根拠データもあわせて示すこと。

② 業務に関して作成した全ての成果物（電子データで提出）

作成した画像・映像データ等を提出すること。

③ 報道実績に係る報告書（電子データで提出）

掲載された記事（著作権・肖像権等に留意）、HPなどのWEB情報、SNS等での配信動画について取りまとめた報告書、国内外のテレビ等で放送された動画データを提出すること。

(2) 報告期限

令和7年3月28日（金）

7 業務実施上の条件等

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、三重県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を三重県に提出し、三重県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条

から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。以下「著作権」という。) 及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をする。
- ウ 三重県に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務が遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、三重県と協議を行うこと。

(7) 契約不適合責任

ア 三重県は、成果品に種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受託者に対して、その契約不適合の修補、代替品の引渡し、不足品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、三重県に不相当な負担を課するものでないときは、三重県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

イ (7) アに規定する場合において、三重県は、同項に規定する履行の追完の請求「以下「追完請求」という。」に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

ウ (7) アに規定する場合において、三重県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、三重県は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。

エ 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求（以下「業務委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が三重県の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことができない。ただし、受託者が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

オ 三重県が契約不適合を知ったときから 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、三重県は、その不適合を理由として、追完請求、業務委託料減額請求、

損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引き渡したときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

8 担当

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部 交通政策課 岡田

電話 059-224-2622